

**手続名**  
寄附金税額控除に係る申告特例申請手続

担当課・係（連絡先）  
政策企画課（049-251-2711 内線234）

**手続説明**

・概要  
確定申告を行わない給与所得のみの方などが、ふるさと納税（富士見市では、まちづくり寄附）を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附控除の申請を、寄附先の市区町村（富士見市）が寄附者に代わって行うことができる手続きです。

・対象者（以下の要件をすべて満たす方）  
①給与所得のみの方などで、寄附をする年の分の所得税について確定申告を行う必要がない方  
※ただし、給与所得のみの方であっても、確定申告が必要な給与の年間収入金額が2,000万円を超える方や医療費控除等の各種控除、株式などの所得を確定申告する方などは対象外となります。

②ふるさと納税の寄附を行った団体の数が、1年間(1月から12月)で5か所以下の方

③富士見市にふるさと納税（富士見市まちづくり寄附）を行っていただいた方

・提出期限  
寄附を行った年の翌年の1月10日まで

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類のコピー  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※必要書類を、郵送で政策企画課まちづくり寄附担当まで送付してください（郵送料等は申請者様のご負担となります。）。

※以下の手続詳細URLから詳細を必ずご確認ください。

**手続詳細URL**

<http://www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/12furusato/wannsutopputokurei.html>

出張所での取扱い なし	木曜延長・休日開庁の取扱い なし
----------------	---------------------